

<医師用>

<b>登園許可証明書</b>		
<u>上樋ちえれすて保育園 施設長殿</u>		
		<u>入所児童名</u>
病名 「.....」		
年	月	日
から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので 登園可能と判断します。		
		<u>年 月 日</u>
		<u>医療機関</u>
		<u>医師名</u> <span style="float: right;">(印)</span>

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書の提出をお願いします。感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育所生活が可能となる状態となつてからの登園であるようご配慮ください。

○ 医師が記入した登園許可が望ましい感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園の目安
麻疹（はしか）	発症1日前から発疹出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで（幼児（乳幼児）にあつては、3日を経過するまで）
風疹	発疹出現の前7日から後7日間くらい	発疹が消失してから
水痘（水ぼうそう）	発疹出現1～2日前から痂皮形成まで	すべての発疹が痂皮化してから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核		医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日後	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日後	感染力が非常に強いので結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111）		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間を空けて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から1～2週間、便から数週間～数カ月排出される	医師により感染の恐れがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認められるまで

★ 場合によっては、医師の診断や治療が必要な感染症（登園届は必要としない）

病名	感染しやすい期間	登園の目安
伝染性膿痂疹	湿潤な発疹がある間	皮疹が乾燥しているか、湿潤部位が覆える程度のものであること（皮疹・痂皮が湿潤している間は接触による感染力が認められる）
伝染性軟属腫 （水いぼ）		掻きこわし傷から、滲出液が出ている時は被覆すること
頭ジラミ症	発症から駆除開始数日間	駆除を開始していること

★ その他

原因不明の発熱、咳、嘔吐、下痢、発疹などの症状のあるときは、医師の診察を受けてもらい状況に応じて判断する。